

地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保に関する決議

少子・高齢化社会の加速化に対応する福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ様々な行政課題を克服し、将来にわたり活力ある社会と地域の住みよい環境を確保していくためには、地方創生・地方分権改革の推進とともに、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が必要不可欠である。

また、来年度には、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が迫る中、地方創生関連財源の継続的な確保と交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差の早期是正が極めて重要である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。
また、社会インフラ等の老朽化対策について、その全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。
- (3) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

- (4) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (5) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に並び、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 平成31年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 幼児教育・保育の無償化については、国において提唱した施策であることから、これまでの経緯を踏まえ、国の責任において、全額を国費で確保し、地方と十分協議した上で実施すること。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

4 平成31年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (3) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。
また、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上決議する。

平成30年11月7日

全国市議会議長会